

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

日本肢体不自由児療護施設連絡協議会  
会 長 野田 栄次  
事務局長 市川 進治

# 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会の概要

1. 設立年月日:平成8年1月30日

2. 活動目的及び主な活動内容:

児童福祉施設の旧種別である肢体不自由児療護施設が集まり、「施設間相互の連絡を図り、施設の発展を期するとともに、肢体不自由児療護の理解と福祉の増進並びに地域社会の啓蒙に寄与する事を目的に設立しました。平成24年の児童福祉法の改正により福祉型障害児入所施設に種別は変更されましたが、継続して活動しています。当協議会の加盟施設は、主たる障害種別を肢体不自由としています。

## 【主な活動内容】

- ・ 総会、施設長会議等の開催
- ・ 全国大会の実施、研究発表の実施
- ・ 職員交換研修の実施
- ・ 機関誌の発行
- ・ こども家庭庁との情報交換等

3. 加盟団体数:5団体(令和5年6月時点)

神奈川県 精陽学園(定員50名)、静岡県 ねむの木学園(定員20名)、  
大阪府 四天王寺太子学園(定員50名)、兵庫県 おおぞらのいえ(定員20名)  
山口県 はなのうら(定員16名)

4. 代表: 会長 野田 栄次(ねむの木学園 園長)

# 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会の概要

## 5.より質の高いサービスの提供していく上での基本的な考え方

福祉型障害児入所施設では、こどものライフサイクルである乳幼児期・児童期・青年期に渡るとても大切な成長期に、虐待、保護者の養育能力欠如や疾患、死別、経済困窮等、様々な理由により父母、兄弟姉妹等の家族との生活が困難になり、自宅や一時保護、病院、児童養護施設、乳児院等から入所します。年齢は、2歳から18歳まで、原則高校を卒業するまでの最長16年間の成長に寄り添い、一人ひとりの障がいに合わせて発達や自立を促し、社会に出ていくための準備を行います。

一番大切なことは、一人ひとりの心のケアを行い、心を育むことです。心が育たなければ、社会への適応が困難になります。職員との信頼関係を深め、遊びや対話の中で家族同様に安心して暮らせる生活の場にしていくこと。一人ひとりの障がいの特性を理解し、成長に寄り添った支援を行い、適切な通学や医療等の提供を行うこと。こどもの意見を尊重し、意見表明が行えること。高校卒業後の生活を見据えた移行支援を行い、将来の生活の希望が持てること等。これらの実現のために、職員は日々子ども達と向き合って、共に生活をしています。

離れている家族との関わりも大切です。日頃からこどもの様子や成長、学校の出来事等の情報を伝えるとともに、家族の抱えている悩みや相談を受け、一緒にこどもの成長を支えます。同時に、学校、児童相談所、福祉事務所、地域住民等と連携し、地域社会で支え合えることも重要です。

こども家庭庁の障害児支援策においても、家庭で生活できないこどもの支援に重点をおいて頂きたいと思います。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

「ありのままに生活できるあたりまえの生活」の実現を目指すために  
児童の権利条約、障害児入所施設運営指針に沿って、こどもの権利と生活の保障をどの  
ように行っていくのか

## 1 基本報酬、人員配置基準の引き上げ、加算の見直しについて

こどもの療育、支援に関しては、早期療育の考え方により、より早い時期に生活環境を整え、適切な療育や様々な社会経験等を通じて成長を促すことにより、将来の自立や自己決定、自己選択により自分の人生を選ぶ力を身につけることができます。障害児入所施設については、令和3年9月9日に定められた「障害児入所施設運営指針」に基づき、施設設備、運営を向上させていかなければなりません。現状のマンパワー不足、採用困難を解消するために、基本報酬及び人員配置基準の引き上げ、加算の見直しが必要です。

## 2 柔軟な制度の活用について

多様な障がいのあるこどもの生活を支援していくためには、施設内で完結することは難しい状況です。こどもの年齢に応じて、様々な社会資源と連動していき、発達や成長につなげ、社会経験を広げていく必要があります。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 3 移行支援、過齢児の対応について

移行支援は、都道府県、政令市の役割が明確化し、みなし規定は、令和6年3月31日まで延期されました。措置延長の期限も20歳前日から22歳までに見直されました。しかしながら、適切な移行時期は、高校卒業時であります。高校入学時から、都道府県は市町村等と連携を行い、こどもが安心して移行できるよう十分な時間をかけて移行支援を行う必要があります。同時に過齢児に対しては、社会とのつながりを深めていくために、必要なサービスの利用ができるようにしなければなりません。

## 4 措置と契約について

措置は、原則虐待や保護者不在等の理由に限られ、他の利用は契約で行うとされています。現実的には、契約ケースも社会的養護を必要として入所しています。また、個々のケースにおいて、児童相談所の判断基準が分かれている状況もあり、措置と契約については、整理する必要があります。

## 5 施設整備等について

「できる限り良好な家庭的環境」において養育を行う必要性から、既存施設のユニット化、個室対応への改修や建て替え等、優先して施設整備を行う必要があります。また、昨今の建築事情を考慮し、単年度での計画が難しくなっている現状もあります。更に、地域によっては、ファミリーホームの必要性についても検討する必要があります。

## 6 他の必要事項について

詳細ページ参照

ありのままに生活できるあたりまえの生活」の実現を目指すために  
児童の権利条約、障害児入所施設運営指針に沿って、こどもの権利と生活の保障を  
どのように行っていくのか

## 1 基本報酬、人員配置基準、加算の引き上げについて

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

主たる障害を肢体不自由としていますが、知的障害、発達障害、強度行動障害、重症心身障害、医療ケア児等、多様な障害児が入所しています。そのために個別対応が必要な場面も多くあり、人手が必要となっています。医療機関との連携も同様であり、個別に主治医を置く必要があり、通院の件数及び病院までの往復、診療時間等、多くの人手がかかっています。

学校とは、一般家庭と同様に翌日の準備、宿題、連絡帳、面談、学校行事、お弁当等、やらなければならないことが多くあります。また、地域の学校に通う場合は、複数の学校に通学しており、送迎、送迎車の燃料費や購入費等、多くの人手と経費がかかっています。

重度の肢体不自由児や重症心身障害児は、生活全般に個別対応の介助や医療的な処置が必要です。障害の状態により、二人介助が必要な場合もあり、介助の時間に多くの人手がかかっています。また、医療ケア等の必要性から看護師の対応が毎日必要なこともあり、看護師の日々配置が必要です。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

被虐待児への支援では、こどもを保護することで完了するわけではなく、虐待によるダメージにより、愛着障害を伴うこどもも多くおります。人に対して信頼することが出来ないため、自信が持てない、約束を守れない、問題行動を起こす、友達同士のトラブルが頻回にある等から、個別の対応をとる機会も多くあります。同時に、保護者との関わりでは、親子関係を再構築していくために、繊細な関わりを長期的に続けることとなります。

幼児に対しては、職員と関わることで気持ちを安定させ、日々の積み重ねで心を育て、成長させていきます。個々の障害特性にも配慮して療育を行い、個別な対応に多くの時間をかけていきます。

生活の中でのリハビリや看護は、専門性のある職種が共同で実施することが必要です。こどもの身体的、精神的状態に合わせて、各専門的な分野から様々な助言や関わりを受け、よりの確に成長や自立につなげていく必要があります。

きょうだい支援の関わりも重要であり、兄弟姉妹が他の施設に入所している、里親委託を受けているケースがあります。保護者との関わりが難しいケースでは、特に兄弟姉妹との関係を構築していく必要があり、定期的に連絡を取りあい、面会等の期間を作る必要があります。

日常生活の中で、上記に掲げる内容は最低限行わなければならないことではありますが、日々の中では余裕がなく、十分なことが出来ない現状を改善しなくてはなりません。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

令和3年度の報酬改定では、児童養護施設の人員配置基準に合わせる形で知的障害の人員配置基準が見直されましたが、肢体不自由児の人員配置基準の見直しは見送られました。福祉型障害児入所施設は、児童養護施設で対応が困難なこどもや乳児院、重症心身障害児施設から、措置変更されているこどもも多く在籍しておりマンパワーが必要です。そのため、基本報酬の引き上げ及び人員配置基準の見直しが必要です。

また、一人ひとりの障がい特性(個人差)に対応するために、施設の特性、多職種共同の観点から、必要な専門職を導入することに応じた加算体系が必要です。

## 【意見・提案の内容】

- ①基本報酬を引き上げてください。
- ②人員配置基準を引き上げてください。特に肢体不自由は必須です(3.5:1⇒3.2:1)。
- ③重症心身障害児の加算を新設してください。
- ④被虐待児加算は、1年間のみ適応から、継続的に適応してください。
- ⑤職員のワークライフバランスを充実させるためには、有給休暇の消化を促進していく必要もあり、人員配置を増せるようにしてください。

## 2 柔軟な制度の活用について

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

こどもを育てていくことは、施設内だけできることではありません。学校や行政、地域と関わりながら、専門的な分野と共同していく必要があります。幼児に関しては、幼児の人数が変動すること、他の業務に追われて十分な療育時間を設けることができないこと等、施設内での療育には限界があります。幼稚園の通園は出来ていますが、多様な障害を受け入れてもらうには、障害児通所支援の通園が必要です。

### 【意見・提案の内容】

幼児は、障害児通所支援の上乗せ利用により、より効果的な療育を受けることができます。日数としては、週に2日以上は利用できないと療育の積み重ねが難しいと考えられます。

## 3 移行支援、過齢児の対応について

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

移行支援は、地域性もありますが、簡単に移行先が決まる状況ではありません。本人や家族の思い、対象となる施設等への見学や体験、これらを繰り返し行う中で、より本人に合った移行先を模索しながら行っており、時間をかけて行う必要があります。本来は、入所時から退所を見越して関わる必要がありますが、現実的に始動する時期は、高校入学時が適切です。

また、過齢児に関しては、学校を卒業してから移行するまでの期間に外部の人との交流ができない現状があります。本来、社会に送り出す必要があるのに、実際には施設内のみの生活になってしまいます。社会へ適応していくためのステップが必要です。

### 【意見・提案の内容】

- ①移行支援は、高校入学とともに本人や家族の意向を確認し、関係機関とともに検討を始め、早期に障害支援区分の認定調査を実施し、制度を通じてゆとりを持って体験利用を繰り返し行う必要があります。
- ②移行支援の実施主体である都道府県、政令市の役割は重要ですが、相談支援機関との連携を図ることにより、更に充実することができます。在学中から計画相談の給付を受けることが必要です。
- ③過齢児は、障害者通所支援の上乗せ利用が必要です。生活介護事業所や就労支援事業所等の利用を積み上げながら、社会とつながり、社会への適応を目指していく必要があります。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細)

## 4 措置と契約について

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

措置と契約については、その線引きが曖昧であり、矛盾が生じている現状があります。施設入所するこどもは、理由にとらわれず社会的養護が必要であることは明確です。長期入所は原則措置とし、家庭復帰を前提とする、1年未満の有期限利用のみを契約とする考え方で整理できるのではないのでしょうか。

### 【意見・提案の内容】

- ①長期入所は、措置の対応にすることが必要です。
- ②家庭復帰を前提とした1年以内の有期限の利用を契約入所とすることが必要です。

## 5 施設整備等について

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

障害児入所施設指針にもあるように、ハード面で環境整備を行わなければならない施設も多くあります。人的配置や支援の方法だけでは難しいので、修繕や建替えを視野に検討しなければなりません。

### 【意見・提案の内容】

- ①施設整備の必要性から、優先的に施設整備補助の対象となるよう配慮してください。
- ②建替えに関しては、建築資材の不足及び高騰、建築関係者の人材不足等により、単年度での実施が大変困難な状況であります。2年にまたがる計画を認可してください。
- ③地域によっては、ファミリーホームの設置の必要性を検討してください。

## 6 その他

### 【意見・提案を行う背景、論拠】

- ①物価高騰に対する対応が継続的に必要です。
- ②処遇改善加算は、職員の賃金上昇に有効に働きましたが、度重なる変更があり3段階の複雑な仕組みになってしまい、事務作業の負担増を招いており、改善が必要です。
- ③職員採用が大変困難になっています。保育士や児童指導員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉等の資格を持つことが憧れの存在となるようにしなければなりません。一般企業と足並みを揃えられるような報酬体系にして、給与や職員処遇を向上させ、支援者不足に歯止めをかけなければなりません。

### 【意見・提案の内容】

- ①物価高騰は依然として継続しており、施設の必要経費を圧迫しています。基本報酬の引き上げ又は、補助金を継続していく必要があります。
- ②処遇改善加算は、基本報酬の引き上げ又は、仕組みの簡略化を図り、更なる賃金上昇を行っていく必要があります。
- ③民間法人、事業者も様々な工夫を行って、採用に力を入れております。保育や介護に人が集まるよう給与、処遇面での改善が図れるようにする必要があります。

# 参考資料1

## ①各施設の利用状況(令和6年6月1日現在)

合計定員数	措置入所	契約入所	現員数
156名	119名	20名	139名

入所率 89%(措置86%、契約14%)

## ②在籍児童の年齢層

現員数	未就学児	幼稚園	小学生	中学生	高校生	過齢児
139名	13名	4名	48名	35名	36名	3名

幼児12%、小学生35%、中学生25%、高校生26%、過齢児2%

## ③主たる障害(令和6年6月1日現在)

現員数	肢体不自由	知的障害	発達障害		内重心認定	内医療ケア	医療ケアの内容
139名	71名	66名	2名		21名	5名	気管切開、ストマ、導尿、在宅酸素、I型糖尿病

## ④重複障害(主たる障害を除く、一人複数あり)

現員数	肢体不自由	知的障害	発達障害	てんかん	視覚障害	聴覚障害	膀胱直腸障害	愛着障害	解離性障害	小児慢性特定疾患
139名	3名	66名	25名	31名	7名	1名	2名	1名	1名	1名

## 参考資料2

### ⑤入所理由(措置入所)

現員数	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	養育能力	ひとり親	介護負担	保護者死亡	外国の施設
119名	27名	3名	51名	0名	24名	5名	2名	1名	6名

虐待68%  
養育困難32%

### ⑥入所理由(契約入所)

現員数	介護負担	養育能力	ひとり親	養育拒否	その他
20名	8名	4名	6名	1名	1名

養育困難100%

### ⑦入所前の所在

現員数	家庭一時保護	乳児院	児童養護	病院	他の福祉型	医療型	心理治療	小児慢性特定疾患
139名	74名	45名	6名	4名	2名	6名	1名	1名

### ⑧親と別れていて生活している兄弟姉妹(兄弟姉妹の数)

人数	児童養護	里親	他の福祉型	養子	GH	独立	一時保護	不明
30名	12名	4名	16名	3名	1名	1名	1名	1名

# 参考資料3

## ⑨通院の状況(令和4年度集計)

延べ人数	病院数	内片道1時間以上かかる通院延べ人数
1,687名	90か所	339名(20%)

## ⑩入院の状況(令和4年度集計)

延べ人数	延べ日数	入院理由
19名	455日間	声紋部癒着切除・尖足・胸膜筋・漏斗胸・側弯・膝ボルト固定手術、検査、インフルエンザ、自閉症スペクトラム障害、リハビリ、デスモイド腫瘍経過観察等

## ⑪専門職の配置状況(常勤換算人数)

施設名	看護師	心理担当	公認心理師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	ソーシャルワーカー	合計
精陽学園	3	1	0.1	1		0.1	1.8	7
ねむの木学園	1							1
四天王寺太子学園	2.6		1.1		0.1	0.2	1	5.1
おおぞらのいえ	2							2
はなのうら	1		1					2
合計	9.6	1	2.2	1	0.1	0.3	2.8	17.1

### ⑫職員採用の工夫

- ・学校訪問、講師派遣、実習生の受け入れ、友人紹介(紹介料支給)、奨学金の一部援助
- ・資格取得援助(講座料、受験料、交通費、合格祝い等)、進学援助、学生アルバイト雇用
- ・自己啓発費の支給(自主研修への参加、書籍等)、インターン、ジョブリターン
- ・基本給・手当の見直し

### ⑬児童の権利に関する条約(国連)

1994年(平成6年)5月22日

### ⑭障害児入所施設運営指針(厚生労働省社会・援護局)

2121年(令和3年)9月9日

### ⑮障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書(厚生労働省社会・援護局)

2020年(令和2年)2月10日